

## 1. CLP 規則とは？

2009年1月20日に発効されたCLP規則(Regulation on **C**lassification, **L**abelling and **P**ackaging of substances and mixtures)は、EUにおける化学品の分類、表示、包装に関する規則であり、これまでのEUの分類、包装、表示システム(指令67/548/EEC、指令1999/45/EC)にGHSを導入し、REACH規則で導入された分類・表示インベントリーを包含したものです(図1)。

分類・表示は、化学品の安全性情報伝達のための重要なツールであり、REACH規則とも密接に関連しています。

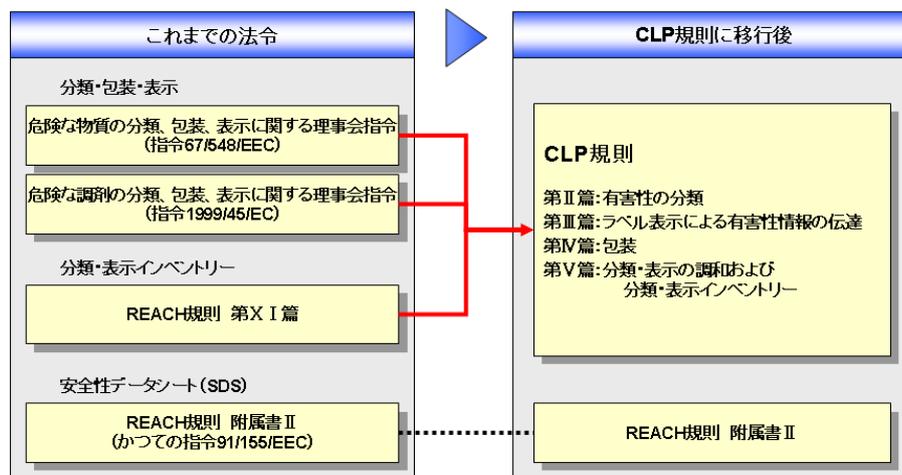


図1 EUのこれまでの法令とCLP規則の関係

## 2. CLP 規則に対する必要な対応

### (1) CLP 規則の対象、又は除外となる物質及び混合物(調剤)とは

CLP規則では、原則としてEU域内で製造、輸入されるすべての化学品について、EUに上市される前に危険有害性の分類を行う必要があります。

ただし、以下の物質(混合物)は、CLP規則における適用が除外されます。

- (a) 放射性物質
- (b) 税関の管理下に置かれた物質
- (c) 単離されない中間体
- (d) 上市されない研究目的の物質(混合物)

また、最終用途が以下に該当する物質や混合物もCLP規則の適用外となります。

- (a) 医薬品

- (b) 動物用の医薬品
- (c) 化粧品
- (d) 医療器具
- (e) 食品添加物、飼料中の添加物、動物の栄養剤

## (2) CLP 規則による化学品の危険・有害性の分類(GHS との相違点)

CLP 規則では、GHS に準拠した危険有害性の分類項目と分類基準を定めていますが、完全に同じではなく、GHS が定める分類基準(区分)の一部について、CLP 規則において採用していませんため、注意が必要です(表 1)。

表 1 GHS と CLP の比較\*1

危険有害性項目	GHS(改定 3 版:2009) による区分	CLP による区分
物理化学的危険性		
1. 火薬類	不安定爆発物、 等級 1.1、等級 1.2、等級 1.3、等級 1.4、等級 1.5、等級 1.6	
2. 可燃性・引火性ガス	区分 1、区分 2	
3. 可燃性・引火性エアゾール	区分 1、区分 2	
4. 支燃性・酸化性ガス	区分 1	
5. 高压ガス	圧縮ガス、液化ガス、深冷液化ガス、溶融ガス	
6. 引火性液体	区分 1、区分 2、区分 3、区分 4	区分 1、区分 2、区分 3
7. 可燃性固体	区分 1、区分 2	
8. 自己反応性化学品	タイプ A、タイプ B、タイプ C 及び D、タイプ E 及び F、タイプ G	
9. 自然発火性液体	区分 1	
10. 自然発火性固体	区分 1	
11. 自己発熱性化学品	区分 1、区分 2	
12. 水反応可燃性化学品	区分 1、区分 2、区分 3	
13. 酸化性液体	区分 1、区分 2、区分 3	
14. 酸化性固体	区分 1、区分 2、区分 3	
15. 有機化酸化物	タイプ A、タイプ B、タイプ C 及び D、タイプ E 及び F、タイプ G	
16. 金属腐食性物質	区分 1	
人健康有害性		
1. 急性毒性	区分 1、区分 2、区分 3、区分 4、 区分 5	区分 1、区分 2、区分 3、区分 4
2. 皮膚腐食性・刺激性	区分 1(1A、1B、1C)、区分 2、	区分 1(1A、1B、1C)、区分 2

	区分 3	
3. 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分 1、区分 2(2A、2B)	区分 1、区分 2
4. 呼吸器感作性と皮膚感作性	呼吸器感作性: 区分 1(1A、1B) 皮膚感作性: 区分 1(1A、1B)	呼吸器感作性: 区分 1 皮膚感作性: 区分 1
5. 生殖細胞変異原性	区分 1(1A、1B)、区分 2	
6. 発がん性	区分 1(1A、1B)、区分 2	
7. 生殖毒性	区分 1(1A、1B)、区分 2、授乳影響	
8. 特定標的臓器・全身毒性(単回暴露)	区分 1、区分 2、区分 3	
9. 特定標的臓器・全身毒性(反復暴露)	区分 1、区分 2	
10. 吸引性呼吸器有害性	区分 1、区分 2	区分 1
環境有害性		
1. 水生環境急性有害性	区分 1、区分 2、区分 3	区分 1
2. 水生環境慢性有害性	区分 1、区分 2、区分 3、区分 4	
3. オゾン層に対する有害性*2	区分 1	—

\*1: 日本語は JIS Z 7251:2006 による

\*2: オゾン層に対する有害性は GHS 改定 3 版より導入

### (3) CLP 規則によるラベル表示(ラベル要素)

CLP 規則では、危険有害性があると判断(分類)された物質又は混合物について、以下の情報をラベル表示する必要があります。

- ・ 提供者の名称、住所、電話番号
- ・ 容器に含まれる物質又は混合物の量
- ・ 製品の同定情報(製品又は化学品名: SDS 中の表記と同一とする)
- ・ CLP 規則による絵表示(Pictograms)
- ・ 注意喚起語(Signal words)
- ・ 危険有害性情報(Hazard statements)
- ・ 注意書き(Precautionary statements)
- ・ 補足情報: 乾燥、水との接触、加熱等により生じる危険・有害性情報

### (4) 分類・表示の届出

CLP 規則では、届出の対象となる化学品を EU で製造、又は EU に輸入する者は、物質ごとに分類・表示の結果を欧州化学品庁(ECHA)に届出る義務があります(ただし、REACH 登録の一部

として分類・表示の結果が提出されている物質や、既に分類・表示の届出が行なわれている物質については不要)。CLP 届出の概要、届出支援については、[こちらをご覧ください。](#)

### (5) SDS の改訂

CLP 規則の発効にともない、REACH 規則の付属書 II (SDS の記載内容) が改訂となり、物質及び混合物の SDS 中の分類・表示に関連する箇所を CLP 規則に合わせて改訂する必要があります。[\(M\)SDS 作成については、こちらをご覧ください。](#)

## 3. CLP 規則への移行スケジュール

CLP 規則は 2009 年 1 月 20 日に既に発効されていますが、実際には図 2 に示す移行スケジュールが設けられています。具体的には、物質では 2010 年 12 月 1 日、混合物では 2015 年 6 月 1 日までに CLP による分類・表示への移行が義務付けられます。なお、2010 年 12 月 1 日から 2015 年 6 月 1 日までは、物質について、CLP に加え指令 67/548/EEC に基づく両方の分類が必要となりますので注意が必要です。

SDS についても、CLP 規則の移行スケジュールに沿って改訂が必要となります。

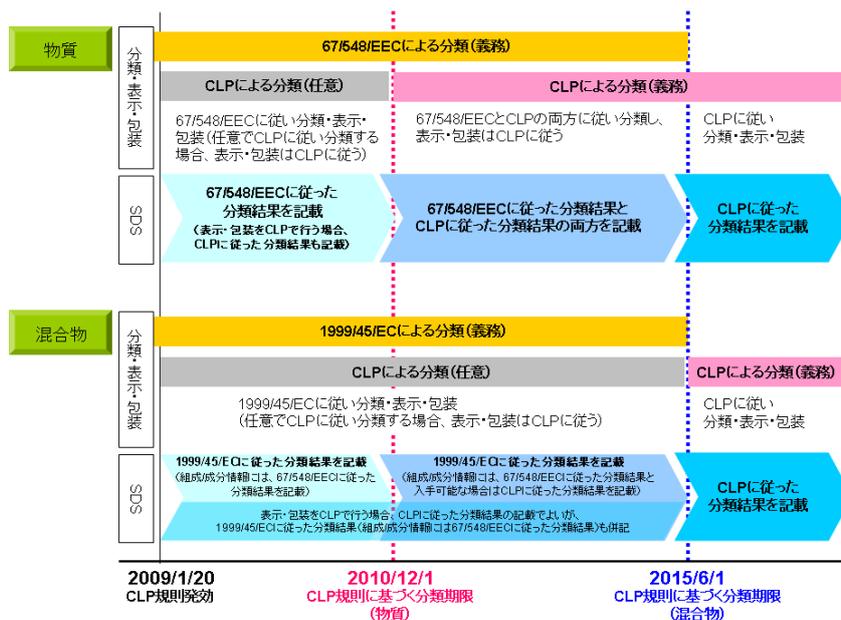


図 2 CLP 規則への移行期間

(2010 年 5 月 31 日に公表された REACH 規則付属書 II の改訂版と CLP 規則に基づき CERI の解釈により作成しています。詳細については原文をご確認下さい。今後、ガイダンス文書等により異なる解釈が示される可能性もあります。)